

納税は国民の義務です

# 市税等は納付期限内に納付を

平成22年度市税等の納付期限をお知らせします。

納税は国民の基本的な義務であり、税金は行政サービスの資金です。納付期限内の納付をお願いします。

口座振替を利用している人は、納付期限が振替日になりますので、事前に指定口座の残高確認をお願いします。

現金納付の人には安全・便利な口座振替をお勧めします。申込用紙は、市内の金融機関、市役所税務課、野菜総合支所にありますのでご利用ください。

国民健康保険税および介護保険料は、今年度から6月から2月までの9回の納期に変更になります。

12月分については、固定資産税4期および国民健康保険税、介護保険料7期(12月27日)と後期高齢者医療保険料6期(1月4日)との納付期限が異なりますのでご注意ください。

☎ 税務課納税推進室 ☎ 73・0086  
0087、市民課保険料班 ☎

## ◆市税等の納付期限(口座振替日)

税目	軽自動車税	固定資産税	市県民税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
5月	1期 5月31日	1期 5月31日				
6月			1期 6月30日	1期 6月30日		1期 6月30日
7月		2期 8月2日		2期 8月2日	1期 8月2日	2期 8月2日
8月			2期 8月31日	3期 8月31日	2期 8月31日	3期 8月31日
9月		3期 9月30日		4期 9月30日	3期 9月30日	4期 9月30日
10月			3期 11月1日	5期 11月1日	4期 11月1日	5期 11月1日
11月				6期 11月30日	5期 11月30日	6期 11月30日
12月		4期 12月27日		7期 12月27日	6期 1月4日	7期 12月27日
1月			4期 1月31日	8期 1月31日	7期 1月31日	8期 1月31日
2月				9期 2月28日	8期 2月28日	9期 2月28日

※最終納付期限後の追加課税は随時期限となります。



固定資産税

## 5月は第1期の納期

### ◆固定資産税とは

毎年1月1日現在に、匝瑳市内に土地・家屋・償却資産を所有している人に課税される税金です。

### ◆固定資産税の算出方法

所有する固定資産を評価し、その価格をもとに「課税標準額」を算定します。この「課税標準額」×(1・4%)が固定資産税額となります。ただし、「課税標準額」が次の金額に満たない場合は、課税されません。

土地：30万円 家屋：20万円  
償却資産：150万円

### ◆評価額の算定

固定資産の評価は、総務大臣が定めた「固定資産評価基

### 自動車税

## 納付期限は5月31日(月)

自動車税の納付期限は、5月31日(月)です。5月上旬に自動車税事務所から納税通知書が送付されますので、最寄りの金融機関や市役所会計課、野菜総合支所会計窓口などで早めに納付しましょう。

準」に基づいて行われます。また、3年に一度土地・家屋の評価替えが行われ、次回の評価替えは平成24年度となります。

### ◆今年の納期

第1期 5月31日  
第2期 8月2日  
第3期 9月30日  
第4期 12月27日

※5月11日(火)に納税通知書を発送いたしますので、内容を確認してください。

### ◆固定資産税の減免

生活困窮や災害などの理由で一定の基準に該当する場合は、固定資産税が減免されます。税務課までご相談ください。

☎ 税務課資産税班 ☎ 73・0087

コンビニエンスストア(一部を除く)でも納付が出来ます。詳しくは納税通知書に同封のしおりをご覧ください。

☎ 自動車税事務所 ☎ 043・243・2721、旭県税事務所 ☎ 0479・62・0772

## ◆減免の対象となる自動車の所有者、運転者および使用目的に関する要件

区分	自動車の所有者	自動車の運転者	使用目的
身体障害者	本人	本人	もっぱら障害者が使用するもの
	本人または生計を一にする者	生計を一にする者または常時介護する者	もっぱら障害者の通学、通院、通所もしくは生業のために使用するもの
戦傷病者	本人	本人	もっぱら障害者が使用するもの
	本人または生計を一にする者	生計を一にする者または常時介護する者	もっぱら障害者の通学、通院、通所もしくは生業のために使用するもの
知的障害者	本人または生計を一にする者	生計を一にする者または常時介護する者	
精神障害者	本人または生計を一にする者	生計を一にする者または常時介護する者	

- 注1 自動車検査証または軽自動車届出済証に事業用と記載されているものを除きます。  
 2 障害者を常時介護する人が自動車の運転をする場合は、障害者のみで構成される世帯の障害者が所有する自動車に限ります。  
 3 ローン契約などで自動車の売主が所有権を留保しているときは、使用者を所有者とみなします。

要件または災害などにより、減免制度が適用される場合が

①平成22年度軽自動車税納税通知書  
 ②減免申請書（市役所税務課および野栄総合支所にあります）

「著しい損害を受けた者」「その他市長が特に認めた者」のいずれかに該当する人も、減免制度の対象になる場合があります。詳しくは市役所税務課までお問い合わせください。

☎73・0087

## 軽自動車税

### 納税通知書を送付

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に1年度分が課税され、5月中旬に納税通知書が送付されます。月割課税（還付）の制度はありませんので、年度途中で廃車しても年税額がかかります。納期は5月31日（月）です。

あります。なお、減免できる自動車は、1人の障害者につき普通自動車などを含め1台に限られます。

#### ◆減免申請の手続き

受付期間は、納税通知書が發送されてから納期限の7日前までです。申請に必要な書類等は次の通りです。

- ③身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか該当するもの
- ④運転者の運転免許証
- ⑤印鑑
- ⑥車検証ほか
- ※震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、「著しい損害を受けた者」「その他市長が特に認めた者」の他市長が特に認めた者」の

## 早期完成を目指して

### 銚子連絡道路整備促進地区大会

銚子連絡道路「山武市」銚子市」全線の早期完成を目指して、次の通り地区大会を開催します。

日時：5月21日（金）14時～16時  
 会場：いいおかユート



三瀬 顕 氏

【講師】三瀬顕（弁護士）  
 【演題】「明るいまちづくりをめざして」  
 講師経歴：1940年愛媛県生まれ。中央大学法学部卒業。大阪弁護士会所属。NHKテレビ「生活笑百科」レギュラー弁護士。その他各局テレビやラジオに多数出演

問合せ ☎62・3305  
 東総地区広域市町村圏事務

## 住宅ローンで困っている人や 資金繰りで悩んでいる中小企業の皆さんへ

昨年12月に「中小企業金融円滑化法」が施行され、頑張っている皆さんを支援します。

### ◆借入れの条件変更が行いやすくなりました

現在、住宅ローンのある人で給与所得の減少などにより月々やボーナス時の返済で困っていたり、中小企業の事業主の皆さんで売上げの低迷などにより資金繰りで困っていましたら、借入れの条件変更が行いやすくなりました。

### ◆まずは金融機関にご相談を

まず、利用している金融機関の相談窓口へ気軽にご相談ください。

### ◆条件変更などの履歴があることのみを理由に新規融資を断ることはありません

金融機関は、貸付条件の変更などの履歴があることのみを理由に、その後の融資を断ることはありませんので、安心してご相談ください。

☎財務省千葉財務事務所理財課 ☎043-251-7214